

人工授精用精液等に関する留意事項のご案内

平成31年1月

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

人工授精や受精卵移植(家畜人工授精等)を行うことができるのは、家畜人工授精師や獣医師(家畜人工授精師等)の免許の交付を受けた者に限られており、家畜改良増殖法等に従い行動することが求められます。

家畜人工授精師等の皆様におかれましては、改めてそのことを御認識いただき、以下の点について、改めて留意いただくようお願い申し上げます。

① 精液と「精液証明書」は常に一体です！

精液を採取した種畜の情報を正確に譲渡先に伝達していくことが重要であるため、家畜改良増殖法では、家畜人工授精師等は、所要の検査の後、速やかに精液を容器に収めた上で封をし、かつ「家畜人工授精用精液証明書」を添付することとされています。

封や証明書が添付されていない精液は、他者の雌畜への注入はもちろんのこと、譲渡することもできません。

このため、精液を譲渡をする時、譲渡を受ける時、利用する時など、各段階でその精液と証明書が確実に一致しているかどうか、証明書に記載漏れがないか等を確認するようお願いいたします。

② 「精液証明書」の記載に不備がある精液の利用・譲渡は法律違反です！

記載に不備(記載漏れ、虚偽の記載等)があり、有効と認められない「精液証明書」が添付された精液を利用したり、譲渡した場合、家畜改良増殖法に違反することとなります(違反した場合50万円以下の罰金)。

特に裏面の記載事項は、適正な精液の流通管理を担保する上で非常に重要です。必ず証明書の「譲渡・経由の確認」の欄に、譲渡する者・譲り受ける者の情報とその日付を記載する必要があります。

<精液証明書に記載例>

第 150 号 (番号又は記号)		凍結	
家畜人工授精用精液証明書			
精液を採取した雌畜	種畜証明書番号	11234567890	種畜の等級 1級
	名 前	浦田博	
	家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒原◇◇◇◇◇	
	種 類 及 び 品 種	肉用牛 黒毛和種	
精液採取年月日		平成29年4月1日 ①	
種畜飼養者の住所及び氏名又は名称		東京都□□市1-1-1 ××人工授精所	印
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名		同上 東京都第◆◆号	△△ △△ 印

(日本工業規格A7)

- 備考
- この証明書は、家畜人工授精用精液の容器に添付すること。
 - 精液を凍結処理した場合は、用紙の右頁に「凍結」と記載すること。
 - この証明書が添付されている容器の精液の注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたときは、この証明書を授精証明書にはり付けること。授精証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要ときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるように適切に保管しておくこと。
 - この証明書が添付されている容器の精液を用いて家畜体外授精を行ったときは、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要ときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるように適切に保管しておくこと。
 - 後代検定期間中等の保管精液であって、検定終了後その精液を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該精液を採取した種畜の等級が変わっていても、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
 - (番号又は記号)の欄には、家畜人工授精用精液を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。

譲渡・経由の確認			
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日		譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日	
②	東京都□□市1-1-1 ××人工授精所 H29.5.1	東京都▽▽市 ▼▼農協 H29.5.1	
③	東京都▽▽市 ▼▼農協 H29.5.10	東京都▽▽市▲▲町 ◎◎ ◎◎ H29.5.10	
(参考) 注入又は体外授精記号 ④			
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	東京都 第 ■■ 号	◎◎ ◎◎	印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	〇〇 〇〇		
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名前	あきこ3		
家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒◇◇◇◇◇◇◇◇		
注入又は体外授精年月日	平29.5.15		

- 備考
- 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡した年月日」には、施設から出した年月日を、「譲受けをした年月日」には施設に入れた年月日を、それぞれ記載する。

- ①を見ると、この精液は、H29年4月1日に東京都□□市の「××人工授精所」が採取したものであると分かる。
- ②を見ると「××人工授精所」からH29年5月1日に東京都▽▽市の「▼▼農協」へ譲渡している。
- ③を見ると、「▼▼農協」はH29年5月10日に東京都▽▽市の「◎◎ ◎◎」氏に譲渡している。
- ④を見ると、「◎◎ ◎◎」氏は、この精液をH29年5月15日に「〇〇 〇〇」氏の所有する雌牛に注入したことが分かる。

③ 精液等は施錠をするなど厳正に管理して下さい!

精液と「精液証明書」は一体で流通管理される必要があるため、両方を適正に管理することが重要です(精液だけでは利用できない、譲渡できない)。そのため、施錠をするなど、「安易に他者が持ち出すことが可能な状態で置いておかないこと」、「精液と証明書の突合が可能な状態で管理すること」など厳正な管理をお願いします。

- ※ 受精卵の流通管理についても、基本的に精液と同様の扱いとなりますので、御留意ください。
- ※ その他、人工授精等に関する各種取扱につきましても改めて、御確認いただき、適正な業務の実施に御協力お願いいたします。